

議 事 録 抄 本

令和 6 年 9 月

福崎町農業委員会

令和6年9月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 9月20日(金) 15:00～

場 所 : サルビア会館 2階 講義室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子		10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、豊國、和田

【欠席者】 9番 柳田 伸一郎委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
4番 山本 徳雄	12番 尾内 奎則

【署名人】

7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子
----------	----------

<案件>

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(保留分)

(知事許可) 1件

議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明) 1件

議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1件

議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 7件

議案第24号	農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について	(知事許可) 1件
議案第25号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について	1件
報告第1号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について	1件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について	37件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	4件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会9月定例会を開催します。

本日は柳田委員より欠席の連絡がありました。農業委員定数12人中11人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達しますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子
----------	----------

委員にお願いします。保留分の議案第19号及び議案第21号から議案第25号に至る6議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、関係委員さんがいらっしゃるので退席をお願いします。

<上阪副会長 退席>

では、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(保留分)
(知事許可)

(事務局) 5番:資料1ページをご覧ください。申請地はウシオ精工(株)から東約100mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。譲受人の■■■■は太陽光発電の業者であり、町内で太陽光を設置しています。1,000㎡を超えるため、町の開発条例のもと協議がされています。隣接農地の所有者から同意書もしくは、同意書のかわりに疎明書が提出されています。地元代表の区長や水利関係者の同意は取得されており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第19号 1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山本委員) 5番:現地では、周辺に住宅等がないことを確認しました。現地調査班では、特に問題なしと判断しています。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第19号 1件について、質疑はありますか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) ■■■■のことですが、地元説明会をされたと言われましたが説明会に何人参加されたかということと周辺・地元の同意は取られているのでしょうか。

(事務局) 地元の説明会というのは、隣接土地の所有者は参加されているかと思いますが、数は把握していません。周辺の同意はいただいております、口頭で同意されている方に関しては疎明書という形で提出されています。

(牛尾委員) ■■■■が地元に来られて説明会をされたということですか。

(事務局) そうです。

(牛尾委員) 東京の業者だと思うんですが、グーグルマップで農地を見てきてるんですか。西治でも太陽光の話があった際にスマートフォンで場所をみて申請にきているのではないかなと思うことがあり、今回しっかり地元の同意が取れているのかどうか確認したかったんです。

(事務局) 初めは、おっしゃるとおりグーグルマップ等にて農地を見てきているという話を聞いたことがあります。町とも開発の協議が行われ、協定が結ばれているため問題はないかなと思います。

(牛尾委員) 太陽光に関する厳しい条例を作っていただきたいという希望があります。

(議 長) 他に何か質疑はございませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 19 号 1 件について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 19 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

＜挙手多数＞ [賛成 8 : 反対 1]

(議 長) 挙手多数でございますので、議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件については、原案の内容で県へ進達することといたします。

多数ですが、反対の理由については先ほど牛尾委員から質疑の中での質問・要望の内容を明記して県へ進達するようお願いいたします。

＜上阪副会長 着席＞

(議 長) 次に、議案第 21 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 21 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 5 番：資料 2 ページをご覧ください。願出地は、福崎東中学校から南に約 1 km に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成 16 年 6 月の航空写真により倉庫となっていると判断しています。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。20 年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

- (議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 21 号 1 件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。
- (山本委員) 5 番：現地では、倉庫が建っていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。
- (議 長) 議案第 21 号 1 件について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。
- (山口委員) 現況が宅地ということは、[REDACTED]の宅地の延長であるということですか。
- (事務局) そうです。
- (山口委員) 宅地は[REDACTED]でその延長上の[REDACTED]の田んぼを埋め立てて作ったということですか。
- (事務局) そうです。
- (山口委員) もともと地番が連番になっているところに[REDACTED]を作ったということは、土地の測量がされているんじゃないですか。
- (事務局) そうです。分筆されています。
- (山口委員) その際になぜ、必要な手続きがされなかったんですか。
- (事務局) このたび、20 年が経過したので申請がでてきたのですが。
- (山口委員) 20 年という言葉だけで判断してしまうのは無理があるのではないか。もともと連番の地番で区画も綺麗になっているんだけど、分筆する前は田んぼの一角やったんやな。何らかの理由でこれだけの面積が宅地になっていると。これを 20 年経ったから非農地として証明してほしいというのは言葉的に何か無理がないか。それだったら、分筆したときに必要な手続きをするべきではないのか。[REDACTED]と[REDACTED]は親子関係ですか。
- (事務局) そうです。親子関係です。
- (山口委員) それを一番最初に説明してもらわないと一般的にありえない話やからな。次回からそのあたりの説明もよろしく。

(議 長) 他に何か質疑はございませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 21 号 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 21 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 21 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1 件について、原案の通り証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 12 番：資料 3 ページをご覧ください。申請地は、東大貫交差点から西約 300m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]が既に農地中間管理機構を通して借り水稻をしています。今回、売買にて話がまとまり申請が出てきています。取得後は引き続き水稻をされる予定です。周辺農地を集約した農家はおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 22 号 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(山本委員) 12 番：現地では、水稻がされていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 22 号 1 件について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 議案書中央の写真で斜線の部分と赤で塗りつぶしてある部分がありますが、塗りつぶしてある部分は今回の申請には関係ないんですか。

(事務局) はい。塗りつぶしてある部分については道路を表しています。

(前田委員) わかりました。

(議長) 他に何か質疑はございませんか。

〈なし〉

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第22号 1件について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第22号 1件について、賛成の方は挙手願います。

〈全員挙手〉

〔賛成10：反対0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、原案の内容で許可することといたします。

(議長) 次に、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から説明をお願いします。

議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可)

(事務局) 6番：資料4・5ページをご覧ください。申請地は、福崎北ICから北東約200mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。この申請は売買により露天駐車場へ転用するものです。駐車場に消防のポンプ車倉庫を移設するにあたり、新たに駐車場が必要となったため今回の申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利関係者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

7番・8番：資料6・7ページをご覧ください。申請地は、香福橋から北

西約 300mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。この申請は売買により、露天駐車場・露天資材置場へ転用するものです。■■■■■は運送会社で、トラックの増車・従業員の増員のため駐車場が必要になりました。またトラックの増車に伴い運送に係る資材置場も必要になったため今回の申請がでてきております。今回、■■■■■との合意解約も申請に出てきており、水稻の収穫後に造成等を行う予定です。近隣に農地がなく、地元代表の区長や水利関係者、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

9番：資料8ページをご覧ください。申請地は、福伸電機(株)西治工場から南約 10mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。この申請は贈与により露天駐車場へ転用するものです。譲渡人が管理に困り、自治会に相談したところ地元で欲しいと言われる方がおり、今回の申請が出てきました。譲受人の■■■■■・■■■■■は申請地の西に農地を持っており、耕作する際の駐車場として使用する予定です。近隣に農地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利関係者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

10番・11番：資料9・10ページをご覧ください。申請地は、福崎北ICから南約 450mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。譲受人の■■■■■は太陽光発電の業者であり、町内で福田や西光寺で太陽光を設置しています。また、一帯での利用となり 1,000 m²を超えるため、町の開発条例のもと協議がされています。近隣に農地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利関係者、隣接農地の所有者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

12番：資料11・12ページをご覧ください。申請地は、姫路北病院から東約 150mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。この申請は、贈与により一般住宅として転用するものです。譲受人である■■■■■と譲渡人の■■■■■は親子関係です。今回の申請において、写真のとおり駐車場などに使用されていたため、始末書が提出されています。近隣に農地を集積した農家がおらず、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第23号 7件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山本委員) 6番：現地では、耕作しておらず草が生えていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。

7番・8番：現地では、高橋宮農が耕作してましたが既に稲刈りが行われていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。

9番：現地では、耕作されていないことを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。

10番・11番：現地では、耕作されておらず草が生えていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。

12番：現地では、耕作しておらず草が生えていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第23号 7件について質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 9・10ページの10番・11番についてですが、図で見る限り耕地整理されているんじゃないんですか。

(事務局) 申請時に調べますが、農用地ではありませんでした。

(前田委員) 耕地整理してあるということは農用地になるんじゃないんですか。

(事務局) おそらく、西光寺野土地改良区がかなり昔に西光寺野として耕地整理を行っている土地かと思います。福崎東部であったり田原東部については耕地整理が行われると原則、農用地ということになるんですが、西光寺野が耕地整理を行った土地に関してはかなり昔のため農用地になっていない土地も多くあります。そのような土地ですと、転用が可能になります。

(前田委員) では、この場所は転用が可能なんですね。

(事務局) そうです。
南大貫ですと、昭和後期から平成初期にかけて耕地整理されているところが多いので、農用地になっているため転用を行いにくなっています。

(前田委員) わかりました。

(事務局) 西光寺野の意見書もついております。

(前田委員) 意見書とは。

(事務局) 西光寺野土地改良区から転用してもよいという意見書もついてきております。

(議長) 他に何か質疑はございませんか。
牛尾委員どうぞ。

(牛尾委員) 今、質問のありました10番・11番については地元説明会等あったんでしょうか。

(事務局) こちらも、一帯利用として1000㎡を超えていますので地元説明会は行われています。

(牛尾委員) 反対意見はなかったんでしょうか。

(事務局) はい、協定の協議書を見る限りでは反対意見はございませんでした。

(牛尾委員) 周辺同意・地元同意は全て取られているんでしょうか。

(事務局) はい、疎明書などではなく同意は取られています。

(牛尾委員) わかりました。

(議長) 他に何か質疑はございませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) ー西光寺野土地改良区についての質問ー

(事務局) この場ですぐ回答はできないため調べて回答いたします。

(議長) 他に何か質疑はございませんか。
田中委員どうぞ。

(田中委員) ー農業振興地域内の農用地の設定についての質問ー

(事務局) この場ですぐ回答はできないため調べて回答いたします。

(議長) 他に何か質疑はございませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 22 号 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 23 号 7 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 7 件については、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から説明をお願いします。

議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可)

(事 務 局) 13 番 : 資料 13・14 ページをご覧ください。申請地は、ドラッグストアコスモスから西約 400m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。この申請は、贈与により一般住宅として転用するものです。借受人・貸出人の[]は親子関係であり、使用貸借にて今回の申請が出てきております。近隣に農地を集積した農家がおらず、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 24 号 1 件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(委 員) 13 番 : 現地では、防草シートが敷かれていることを確認しました。現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 24 号 1 件について質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 24 号 1 件について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 24 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

〈全員挙手〉 [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1 件については、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、事務局から説明をお願いします。

議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(事務局) 資料 15・16 ページをご覧ください。山崎地区のほ場整備事業にあたり、中間管理機構へ農地を預け自分返しした農地について相続を行ったことにより、耕作者が変更になり耕作者の要件を確認するためです。ほ場整備工事までは果樹を育て農地の維持管理をする予定です。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 25 号 1 件について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 自分返しというのは、どういう意味なんですか。

(事務局) ほ場整備に向けて動いているのですが機構関連事業のほ場整備ということでエリア内全ての農地を中間管理機構に預けることが採択の条件になっています。全て集めようとする、どうしても担い手が決まらない農地が出てきます。ただ、地域で全ての農地を預ける場合に限り自分の農地を自分へ貸すことができるようになります。

(山口委員) こういうところに自分返しという言葉使えるんですか。会話の中では自分という言葉を使いますが、公用文書の中で自分返しという言葉は存在するんですか。私には少し理解できません。日常会話で使うなら分かるんですが、このような場で使うのが適切なのかどうかを聞きたいんです。

(事務局) 正確に言いますと、本人が農地中間管理機構に貸して、農地中間管理機構

が再度本人に貸すということになります。自分返しと言っていますが中間管理機構が間には入っています。

(山口委員) 中間管理機構はずっと入ってるんですね。相続の場合も持ち主が変わるが中間管理機構に預けていることは変わらないということですね。ただ、自分返しという言い方は公用語なんですか。

(事務局) 自分で農地中間管理機構へ貸してまた農地中間管理機構から自分が借りるという説明が長いので、説明の中で簡単にさせていただいているということです。

(議長) 議案第 25 号 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 25 号 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 25 号 1 件について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 10 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見 1 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

資料 17 ページをお開きください。伴う公共工事の一時転用届出がでています。

報告第 2 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 18～25 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 37 件でたことを報告します。

報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

資料26ページをお開きください。租税特別措置法に基づく、引き続き営農証明が1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明を1件、計4件を発行したことを報告します。

報告は以上となります。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

<16:05 終了>

○次回農業委員会開催日・・・10月25日(金)午前中

場所：サルビア会館2階講義室

署 名 人	山口 金丸
署 名 人	植岡 洋子